

令和6年度山形県病床機能分化連携施設・設備整備費等補助金交付要綱

(目的及び交付)

第1条 知事は、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律（平成元年法律第64号）第4条第1項の規定により作成された山形県計画に基づき、地域医療構想の実現に向けた病床機能の分化及び連携の推進を図ることを目的として、山形県内の病院の開設者であって知事が適当と認める者（以下「補助事業者」という。）が行う病院の施設整備事業に対し、山形県補助金等の適正化に関する規則（昭和35年8月県規則第59号。以下「規則」という。）、地域医療介護総合確保基金管理運営要領（平成26年9月12日付け医政発0912第5号厚生労働省医政局長通知）及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内で当該補助事業者に対し補助金を交付する。

(補助対象事業)

第2条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、病院内や地域医療連携推進法人を含む同一法人の病院間において、地域の実情に応じた地域医療構想の実現に向けた病床機能の分化及び連携の推進に資するものとして、地域医療構想調整会議等での合意を得たうえで令和6年度に実施される次に掲げる事業とする。

(1) 施設整備・設備整備事業（急性期病床から回復期病床への機能転換）

医療法第30条の13に基づく直近の病床機能報告において、病床機能を高度急性期機能若しくは急性期機能と報告している病棟の既存の病床（以下「急性期病床」という。）について、新築、増改築又は改修することにより、「基本診療料の施設基準等（平成28年厚生労働省告示第53号）」及び「基本診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて（平成28年3月4日保医0304第1号厚生労働省保健局医療課長・歯科医療管理官通知）」に規定する回復期リハビリテーション病棟入院料の施設基準等若しくは地域包括ケア病棟入院料の施設基準等を満たす回復期機能の病床（以下「回復期病床」という。）を整備する施設整備事業又は急性期病床から回復期病床への機能転換（施設整備事業を伴わないものを含む）に伴い実施する地域における回復期機能を充実させるために必要な医療機器等の設備整備事業をいう。

(2) 施設整備・設備整備事業（回復期機能の充実に伴う急性期病床の適正化）

非稼働又は稼働率の低い急性期病床について、新築、増改築又は改修することによりダウンサイジングし病床規模の適正化を図るとともに、脳卒中、骨折など高齢者に多い疾患の治療や急性期後の在宅復帰に向けたリハビリテーションなど、地域における回復期機能を充実させるために必要な病棟や外来部門を整備する施設整備事業又は回復期機能の充実に伴う急性期病床の適正化（施設整備事業を伴わないものを含む）に伴い実施する地域における回復期機能を充実させるために必要な医療機器等の設備整備事業をいう。

(3) 施設整備・設備整備事業（複数病院の再編統合）

2以上の病院が病床規模の適正化を伴う再編統合を行う場合で、新築、増改築又は

改修することにより地域における病床機能の分化及び連携を図るため必要な病棟や外来部門を整備する施設整備事業又は複数病院の再編統合（施設整備事業を伴わないものを含む）に伴い実施する地域における病床機能の分化及び連携を図るために必要な設備整備事業をいう。

(4) 施設整備事業（他用途変更）

病床規模の適正化に伴い不要となる病棟・病室等を改修することにより、会議室や倉庫等他の用途へ変更（機能転換以外）するために必要な施設整備事業をいう。

(5) 再編統合等に伴う関連事業

前4号に掲げる機能転換、病床規模の適正化及び再編統合（以下「再編統合等」という）の計画の策定に当たって必要となる事業（再編統合等後の施設の基本設計・実施設計等）、再編統合等の際に必要な事業（再編統合等に伴う医療機器等備品の移転や患者の搬送、退院支援等）並びに再編統合等に付随し一体的に行う医療従事者の宿舎、院内保育所等の施設整備事業をいう。

(6) 建物や医療機器の処分に係る損失

再編統合等に伴い、不要となる建物（病棟・病室等）や不要となる医療機器の処分（廃棄、解体又は売却）に係る損失（財務諸表上の特別損失に計上される金額に限る）をいう。

(7) 退職金の割増相当額

再編統合等に伴い退職する職員に対する、早期退職制度（法人等の就業規則等で定めたものに限る）の活用により上積みされた退職金の割増相当額をいう。

(8) 地域医療連携推進法人の立上げに係る経費

再編統合等に伴う地域医療連携推進法人の立ち上げに必要な費用をいう。

(9) 開設者が異なる医療機関の再編時における現給保障に係る経費

再編統合等に伴い新たに雇用契約を締結する職員（再編を行う病院間の職員異動に限る）の現給保障に係る給与（法定福利費を除く）をいう。

（補助金の算定方法）

第3条 補助金の額は、次により算出された額とする。ただし、算出された額に千円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

(1) 次の表の補助事業区分ごとに、第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額とを施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。

(2) 前号により選定した額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を補助基本額とする。

(3) 前号の補助基本額に第3欄の補助率を乗じて得た額を補助金の額とする。

補助事業区分	1 基準額		2 対象経費	3 補助率
(1) 施設整備・設備整備事業（急性期病床から回復期病床への機能転換）	施設整備事業のうち新築又は増改築※1	1床当たり 4,640,000円 ×回復期病床の数	回復期病床の整備に必要な病棟の新築、増改築又は改修に要する以下の工事費又は工事請負費（病室、診察室、処置室、記録室、患者食堂、談話室、機能訓練室、浴室、寝具倉庫、バルコニー、廊下、便所、暖冷房、附属設備等）※3	2分の1 （重点支援区域にあつては、3分の2）
	施設整備事業のうち改修※2	1床当たり 3,406,000円 ×回復期病床の数		
	設備整備事業	1施設当たり 10,500,000円	地域における回復期機能を充実させるために必要な医療機器等の備品購入費※4	
(2) 施設整備・設備整備事業（回復期機能の充実に伴う急性期病床の適正化）	施設整備事業のうち新築又は増改築※1	1床当たり 4,640,000円 ×急性期病床の適正化数	回復期機能の充実に必要な病棟や外来部門の新築、増改築又は改修に要する以下の工事費又は工事請負費（病室、診察室、処置室、記録室、患者食堂、談話室、機能訓練室、浴室、寝具倉庫、バルコニー、廊下、便所、暖冷房、附属設備等）※3	
	施設整備事業のうち改修※2	1床当たり 3,406,000円 ×急性期病床の適正化数		
	設備整備事業	1施設当たり 10,500,000円	地域における回復期機能を充実させるために必要な医療機器等の備品購入費※4	
(3) 施設整備・設備整備事業（複数病院の再編統合）	施設整備事業のうち新築又は増改築※1	1床当たり 4,640,000円 ×病床の適正化数	地域の病床機能の分化・連携に必要な病棟や外来部門の新築、増改築又は改修に要する以下の工事費又は工事請負費（病室、診察室、処置室、記録室、患者食堂、談話室、機能訓練室、浴室、寝具倉庫、バルコニー、廊下、便所、暖冷房、附属設備等）※3	
	施設整備事業のうち改修※2	1床当たり 3,406,000円 ×病床の適正化数		
	設備整備事業	1施設当たり 10,500,000円	地域における病床機能の分化・連携に必要な医療機器等の備品購入費※4	

(4) 施設整備事業（他用途変更）	1床当たり3,406,000円× 病床適正化数	病床規模の適正化に伴い不要となる病棟・病室等を他の用途へ変更するために必要な改修に要する工事費又は工事請負費※2 ※3	
(5) 再編統合等に伴う関連事業	知事が必要と認める額	①再編統合等を行おうとする医療機関が再編統合等後の施設の基本設計・実施設計を行う際に必要となる経費)	
	対象経費の実支出額	②再編統合等の際に必要なとなる以下の経費 (医療機器やベッド等の備品を移転するために必要な経費、患者の搬送、退院支援等を行うために必要となる経費)	
	医療従事者の の宿舎等	250,000円 ※5×戸数 (最大50 戸)×20㎡	③再編統合等に付随し一体的に行う医療従事者の宿舎、院内保育所等の施設整備に要する工事費又は工事請負費
	院内保育所	170,000円 ※6×定員 (最大30 名)×5㎡	
(6) 建物や医療機器の処分に係る損失	1床当たり2,000,000円× 病床適正化数	不要となる建物や不要となる医療機器の処分に係る損失（固定資産除却損・固定資産廃棄損（解体費用、処分費用）・固定資産売却損（売却収入を含む。))(財務諸表上の特別損失に計上される金額に限る。)※7※8※9※10	
(7) 退職金の割増相当額	1人当たり6,000,000円	早期退職制度の活用により上積みされた退職金の割増相当額	
(8) 地域医療連携推進法人の立上げに係る経費※11	1医療機関当たり 7,000,000円	再編統合等に伴う地域医療連携推進法人の立上げに必要なとなる以下の経費 (会議費、説明会費、旅費、法	

		人事務局経費、研修経費、調査分析等の委託費 等)	
(9) 開設者が異なる医療機関の再編時における現給保障に係る経費	6,000,000円×人数※12	再編に伴い、新たに雇用契約を締結する職員の現給保障に係る給与	
<p>※1 新築又は増改築：新たに建物を建築する場合、現在建物が存在する敷地とは別の敷地に新たに建物を建築し、かつ、現在の建物の機能を移転する場合、従前の建物を取りこわして、これと位置・構造・規模がほぼ同程度のものを建築する場合、敷地内の既存の建物を建て増しする場合で、敷地内に別に建物を新築する場合を含む、又はこれらをあわせて行う場合とする。</p> <p>※2 改修：建物の主要構造部分を取りこわさない模様替及び内部改修とする。</p> <p>※3 施設整備事業の基準額：1㎡当たり36万円を限度とする。</p> <p>※4 備品：1品当たりの単価が10万円以上のものを対象とする。</p> <p>※5 鉄筋コンクリート又は木造の場合。ブロックは218千円。</p> <p>※6 鉄筋コンクリート又は木造の場合。ブロックは150千円。</p> <p>※7 山形県地域医療構想公示日までに取得（契約）したものに限り対象とする。</p> <p>※8 「有姿除却」は対象としない。</p> <p>※9 「固定資産売却損」については、関係事業者（医療法第51条第1項に定める理事長の配偶者がその代表であることその他の当該医療法人又はその役員と厚生労働省令（医療法施行規則第32条の6第1項第1号）で定める特殊の関係がある者をいう。）への売却は対象外とし、第三者への売却のみを対象とする。ただし、複数の不動産鑑定士や専門業者の鑑定状況を踏まえた、市場価格と大幅な乖離がない場合（売却後に「購入者が未使用」又は「売却者が継続使用」する場合を除く。）は、関係事業者でも対象とする。</p> <p>※10 補助金の申請は、解体・売却を行う（契約する）年度と、財務諸表へ計上する年度が異なる場合は、財務諸表へ計上する年度に申請を行うこと。</p> <p>※11 補助対象の期間は、地域医療連携推進法人設立前後の3年間を上限とする。</p> <p>※12 補助期間の上限：雇用契約締結後3年間</p>			

（補助対象外経費）

第4条 この補助金は、次に掲げる費用については、補助の対象外とする。

- (1) 土地の取得又は整地に要する費用
- (2) 門、柵、塀及び造園工事並びに通路敷設に要する費用
- (3) 設計その他工事に伴う事務に要する費用（ただし、第2条第1号から第4号までの施設整備事業に限る）
- (4) 既存建物の買収に要する費用

(5) その他の整備費として適当と認められない費用

(交付の申請)

第5条 規則第5条の規定による補助金交付申請書(規則別記様式第1号)の提出期限は、知事が別に定める日とし、添付すべき書類は、次のとおりとする。

(1) 共通事項

イ 補助金所要額調書(別紙1)

ロ 事業計画書(別紙2)

ハ その他参考となるべき資料

(2) 施設整備・設備整備

イ 施設・設備整備計画書(別紙3)

ロ 補助対象区域の工事設計図、施工箇所を明示した平面図等

ハ 工事内訳書

ニ 購入機器の見積書及びカタログ、設置個所を明示した建物の平面図等

(3) 再編統合等に伴う関連事業(再編統合等後の施設の基本設計・実施設計)

再編統合等に伴う施設の基本設計・実施設計に係る計画や経費がわかる書類

(4) 再編統合等に伴う関連事業(備品の移転、患者の搬送、退院支援等)

イ 医療機器やベッド等の備品の移転に係る計画や経費が分かる書類

ロ 患者の搬送・退院支援等に係る計画や経費がわかる書類

(5) 再編統合等に伴う関連事業(再編統合等に付随する施設整備)

イ 施設・設備整備計画書(別紙3)

ロ 補助対象区域の工事設計図、施工箇所を明示した平面図等

ハ 工事内訳書

(6) 建物や医療機器の処分に係る損失

イ 施設・設備処分計画書(別紙4)

ロ 不要となる建物や不要となる医療機器の処分に係る損失(固定資産除却損・固定資産廃棄損(解体費用、処分費用)・固定資産売却損(売却収入を含む。))(財務諸表上の特別損失に計上される金額に限る。)がわかる書類

(7) 退職金の割増相当額

早期退職制度の活用により上積みされた退職金の割増相当額がわかる書類

(8) 地域医療連携推進法人の立上げに係る経費

イ 地域医療連携推進法人設立計画書(別紙5)

ロ 再編統合等に伴う地域医療連携推進法人の立ち上げに必要な費用がわかる書類

(9) 開設者が異なる医療機関の再編時における現給保障に係る経費

再編統合等に伴い新たに雇用契約を締結する職員の現給保障に係る給与の額がわかる書類

2 補助事業者は、前項の交付申請書の提出に当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額の

うち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入に係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。）を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

（交付の決定）

第6条 知事は、前条の交付申請書の提出があった場合において、その内容を審査し、適正と認めるときは、補助金の交付の決定を行い、補助事業者に通知するものとする。

2 知事は、前項の交付の決定を行うに当たっては、前条第2項により当該補助金に係る消費税等仕入控除税額について減額して交付の申請がなされたものについては、当該消費税等仕入控除税額を減額するものとする。

3 知事は、前条第2項ただし書により交付の申請がなされたものについては、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額について補助金の額の確定において減額を行うこととし、その旨を条件に付して交付の決定を行うものとする。

（交付の条件）

第7条 規則第7条第1項第1号に規定する軽微な変更は、次に掲げる変更以外の変更とする。

(1) 建物の設置場所の変更（ただし、設置予定敷地内における設置場所の変更で機能を著しく変更しない軽微な変更を除く。）

(2) 建物の規模、構造又は用途の変更（ただし、機能を著しく変更しない軽微な変更を除く。）

(3) 医療機器等の用途又は台数の変更（ただし、機能を著しく変更しない軽微な変更を除く。）

2 規則第7条第1項第1号の規定により知事の承認を受けようとするときは、事業計画変更承認申請書（様式第1号）を提出しなければならない。

3 規則第7条第1項第1号の規定により、補助事業の中止又は廃止について知事の承認を受けようとするときは、その理由を記載した補助事業中止（廃止）承認申請書（様式第2号）を提出しなければならない。

4 規則第7条第1項第2号の規定により、知事の指示を受けようとするときは、補助事業遂行状況報告書（様式第3号）を提出しなければならない。

5 規則第7条第2項の規定により付する条件は、次の各号のとおりとする。

(1) 補助事業を行うために締結する契約については、一般競争入札に付すなど都道府県が行う契約手続の取扱いに準拠しなければならない。

(2) 補助事業を行うために建設工事の完成を目的として締結するいかなる契約においても、契約の相手方が当該工事を一括して第三者に請け負わせることを承諾してはならない。

- (3) 補助事業者（第2条第1号又は第2号の事業を行う補助事業者に限る）は、整備した回復期病床について、医療法第30条の13に基づく病床機能報告において回復期機能の病床として報告するとともに、知事の承認を受けずに、回復期病床をそれ以外の病床の用に供してはならない。
- (4) 補助事業者（第2条第2号、第3号又は第4号の事業を行う補助事業者に限る）は、適正化する病床について、当該補助事業が完了するまでに医療法第7条第2項に基づく一部変更許可をはじめとする医療法の手続きを完了させなければならない。
- (5) 補助事業者は、この補助金と対象経費を重複して、他の法律又は予算制度に基づく国、県その他の公共団体等からの負担金又は補助金を受給してはならない。
- (6) 補助事業者は、地域医療構想の達成に向けた病床機能の分化及び連携の推進に積極的に協力しなければならない。
- (7) 補助事業者は事業により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産」という。）については、補助事業完了後においても、取得財産管理台帳等を備え、その保管状況を明らかにし、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。
- (8) 補助事業にかかる収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を事業完了の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合は、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。

（状況報告）

第8条 規則第12条の規定による補助事業状況報告書（規則別記様式第2号）の提出は、令和6年9月末現在の状況を記載した事業実施状況調書（別紙6）及びその他参考となる資料を添付して翌月15日までに行うものとする。

（実績報告）

第9条 規則第14条の規定による補助事業実績報告書（規則別記様式第2号）の提出期限は、補助事業完了後30日を経過する日又は令和7年4月8日のいずれか早い日とし、添付すべき書類は、次のとおりとする。

（1）共通事項

- イ 補助金精算額調書（別紙7）
- ロ 事業実績報告書（別紙8）
- ハ その他参考となるべき資料

（2）施設整備・設備整備

- イ 施設・設備整備実績書（別紙9）
- ロ 契約書の写し
- ハ 施工箇所を明示した平面図等
- ニ 建築基準法第7条第5項の規定による竣工検査書の写し

ホ 交付対象事業完成後の建物の全景及び概要を写す写真

へ 購入機器の納品書、写真

(3) 再編統合等に伴う関連事業（再編統合等後の施設の基本設計・実施設計）
再編統合等に伴う施設の基本設計・実施設計に係る実績や経費を示す書類

(4) 再編統合等に伴う関連事業（備品の移転、患者の搬送、退院支援等）

イ 医療機器やベッド等の備品の移転に係る実績や経費を示す書類

ロ 患者の搬送・退院支援等に係る実績や経費を示す書類

(5) 再編統合等に伴う関連事業（再編統合等に付随する施設整備）

イ 施設・設備整備実績書（別紙9）

ロ 契約書の写し

ハ 施工箇所を明示した平面図等

ニ 建築基準法第7条第5項の規定による竣工検査書の写し

ホ 交付対象事業完成後の建物の全景及び概要を写す写真

(6) 建物や医療機器の処分に係る損失

イ 施設・設備処分実績書（別紙10）

ロ 不要となる建物や不要となる医療機器の処分に係る損失（固定資産除却損・固定資産廃棄損（解体費用、処分費用）・固定資産売却損（売却収入を含む。）（財務諸表上の特別損失に計上される金額に限る。）を示す書類

(7) 退職金の割増相当額

早期退職制度の活用により上積みされた退職金の割増相当額を示す書類

(8) 地域医療連携推進法人の立上げに係る経費

イ 地域医療連携推進法人設立実績書（別紙11）

ロ 再編統合等に伴う地域医療連携推進法人の立ち上げに必要となる費用を示す書類

(9) 開設者が異なる医療機関の再編時における現給保障に係る経費

再編統合等に伴い新たに雇用契約を締結する職員の現給保障に係る給与の額を示す書類

2 第5条第2項ただし書により交付の申請をした補助事業者は、前項の実績報告書の提出に当たり、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかである場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

3 第5条第2項ただし書により交付の申請をした補助事業者は、第1項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合は、その金額（前項の規定により減額した場合にあっては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を消費税等仕入控除税額報告書（様式第4号）により速やかに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

（補助金の支払）

第10条 補助金は、交付すべき補助金の額が確定した後に支払うものとする。ただし、知

事が必要と認めるときは、補助金の交付の決定の後に概算払をすることがある。

- 2 補助事業者は、概算払を受けようとするときは、概算払請求書（様式第5号）に概算払を必要とする理由書及び資金計画書を添付して、知事に提出しなければならない。

（財産処分の制限）

第11条 規則第22条第2号の知事が指定する財産は、補助事業により取得し、又は効用の増加した価格が1件50万円以上（補助事業者が地方公共団体以外の者の場合は30万円以上）の機械及び器具とし、同条ただし書の知事が定める期間は、「補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間（平成20年7月厚生労働省告示第384号）」に定める期間を経過するまでの期間とする。

- 2 規則第22条の規定により知事の承認を受けようとするときは、あらかじめ財産処分等承認申請書（様式第6号）に理由書を添えて知事に提出しなければならない。
- 3 知事は前項の承認をする場合、交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を県に納付させることがある。

（活用状況報告）

第12条 補助事業者は、補助事業が完了した翌年度から3年間は、毎年度、補助事業により整備した施設設備の活用状況を知事に報告しなければならない。添付すべき書類は、次のとおりとする。

- (1) 施設・設備活用状況報告書（様式第7号）
- (2) その他参考となる資料（施設・設備の活用状況を示す写真等）

（補助事業に係る疑義）

第13条 補助事業者は、この要綱に記載の事項及び補助事業の遂行等に関して、疑義が生じた場合は、知事の指示を受けなければならない。

附 則

この要綱は令和6年4月1日から適用する。